

## 別紙5

### 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則等の改正に関する 意見の募集(パブリックコメント)の集計結果

#### 1. 実施期間

平成28年3月23日(水)～平成28年4月21日(木)

#### 2. 意見件数

| FAX | メール | 郵送 | 合計  | 延べ意見数 |
|-----|-----|----|-----|-------|
| 6   | 134 | 1  | 141 | 189   |

| 意見等の概要   | 理由   | 意見に対する考え方  | 件数   |
|--|--|--|--|
| 20時までの展示とすべきである  |  |  | 34   |
| 経過措置の廃止を求める  | 現在ある猫カフェの中には、保護猫を対象とした店舗が多数存在しています。生後早くに母猫と引き離され、幼少期に社会性が形成されないまま成長した猫たちは人慣れもしていない事が多いです。そういった猫たちにとって、より長い時間の出入りがある中で毎日を過ごす事はとてもストレスが大きいものとする  |  | 21   |
| 販売業者、いわゆるペットショップなど、販売を目的とする展示に関しては、午後8時過ぎでの展示を禁止すべきである         |  | 猫カフェのストレス調査では、20時までに閉店する店舗と休息できる設備に自由に移動できる条件下で20時以降22時までに閉店する店舗における猫のストレス状態調査からは有意差は認められなかったことから、一定条件下での22時までの展示は適当と考えています。なお、新たな知見等が確認された場合は、必要に応じ見直しを検討するものと考えます。 | 2  |
| 営利目的で展示される猫達は、その環境から解放されることがない事を考えると夜10時までと言うのは遅すぎる            |  |  | 4  |
| 展示時間は日中のみに限る 22時は問題外である  |  |  | 3  |
| 営利目的でない、譲渡先を決めるための動物愛護連動型「保護動物カフェ」のような形態でない場合、せめて19時や20時までとすべき |  |  | 1  |
| 1日12時間を超えない場合の午後8時から午後10時まで展示を行うべきではない                         | 猫にとって悪い環境の場所があったとしても、現在はきちんと罰せられることはありません 注意を繰り返すだけで改善されない状況が続いている   |  | 3  |
| 猫カフェの営業時間もペットショップと同様にすべきである                                    |  |  | 1  |
| 犬猫に限らずいかなる種類の動物のいかなる条件の展示であっても例外なく20時以降の夜間展示を禁止すべきである          | 夜間展示規制は「動物の生態・生理への配慮」、「休息時間の不足、不適切な生活サイクルの強要等による重大なストレスを考慮」、「長時間の連続展示によっても同様のストレスを受けると考えられる事から、一定時間を超えないなどの措置が必要」ということから、この規制が設けられた経緯がある<br>猫カフェに関しては「審議が不十分でない」「情報が少ない」ということで経過措置がとられてきたが、「生きている動物を扱う業」であるならばすべて夜間展示規制の対象にすべきである<br>猫は夜行性であるといっても、夜間に照明がこうこうと照らされている明るい場所に置くことは、生態・生理に反する |  | 猫カフェのストレス調査では、20時までに閉店する店舗と休息できる設備に自由に移動できる条件下で20時以降22時までに閉店する店舗における猫のストレス状態調査からは有意差は認められなかったことから、一定条件下での22時までの展示は適当と考えています。なお、新たな知見等が確認された場合は、必要に応じ見直しを検討するものと考えます。<br>「いかなる種類の動物のいかなる条件の展示」の点に関しては、御意見として承ります。 |

|   |   |   |    |
|---|---|---|----|
| 高齢に限らず、展示動物については定期的な健康診断を義務付けるべきである また、従業員の感染症についての知識を数年おきの講習等で確認すべきである                       | 展示による動物への影響は、展示環境や客席などによって大きく変化するため、動物の年齢に関わらず、休ませるまたは展示しない、といった判断を事業者はすみやかに取る必要があるので、健康チェックは年齢に関係なく定期的に一律に実施すべきである | 「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」第5条第2項において、動物の疾病などに係る措置が定められています。そのため、特に高齢猫を展示する際の配慮について、明記することとしています。<br>感染症に関する講習会については、御意見として承ります | 11 |
| 高齢動物(平均寿命の半分を超えた年齢を用途とする)を展示する場合には、年1回以上の定期的な健康診断を受けさせる等、当該動物の健康に配慮した取り扱いをしなければならない。に変更すべきである | 特に高齢猫のみに限って配慮する理由が不明なため展示、貸出、販売等で使役されている動物については全て対象になるよう変更すべきである  | 「第一種動物取扱業者が遵守すべき動物の管理の方法等の細目」第5条第2項において、動物の疾病などに係る措置が定められています。そのため、特に高齢猫を展示する際の配慮について、明記することとしています。                               | 2  |
| 「高齢猫(生後11年以上を用途とする)」及び「当該猫」をそれぞれ「高齢の動物」及び「当該動物」に改めるとすべきである                                    |   |   | 1  |
| 高齢動物の健康及び取り扱いの配慮事項を猫に限定すべきでない   |   |   | 1  |
| 健康に配慮した取り扱いを明記すべきである  | 今まで業物愛護について法律に書いていることであっても常に「曖昧」なことが問題になっています<br>基となる取り扱いを明記すべきである  |   | 2  |
| 高齢猫に対しての定期的な健康診断は強制力をもたせるべきだと考える。健康診断を義務化し、おろそかにした業者には罰則が必要である                                |   |   | 2  |
| 「高齢猫(生後11年以上を目処とする)を展示することを禁ずる」と書き換えるべきである  |   |   | 2  |
| 「当該猫の健康に配慮した取り扱いに努めることとする」という表現は弱いので、修正し立ち入り検査の実施を加えるべきである                                    |   |   | 1  |
| 「取り扱いに努めること」を「取り扱いをしなければならない」とすべきである  | 高齢猫に対しては、若い猫に対してより、特段の配慮が必要なのは当然であり、「取り扱いに努めることとする」では、あまりに緩い規定である。よって、「取り扱いすべきである」とすべきである                           |   | 1  |
| 営業時間は8時間以内にすべきである<br>営業時間外に適切な猫の取り扱いについても想定すべきである   |   |   | 13 |
| 8時から8時とは拘束時間が長いと思われる  |   |   | 5  |
| 「展示時間の合計が1日12時間をこえない場合は」を「展示時間の合計が1日10時間をこえない場合は」と書き換えるべきである                                  |   | 1   |    |
| 成猫も同様に時間を引き下げたい   |   | 1   |    |
| 8時から12時でもかまわないが、1匹に対する労働時間はもっと短くあるべきである   |   | 1   |    |
|   |   | 犬猫等の販売業者等の展示時間は12時間としており、同じ時間が適当と考えます。  |    |

|  |   |  |   |
|--|---|--|---|
| 小さくても隠れることができるスペースが必ずあるべきである                                 | 12時間は長時間です 自由ということは隠れるスペースがあるのが当然と思いますが明記されていないので曖昧になってしまうと思われる   | 「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令等の施行について(環自総発第120521001号)」において、「休息できる設備」とは、顧客等との接触や照明・音響にさらされている状態を避けることが可能であって、成猫が十分に休息可能な場所又は設備を指す、としています。 | 2 |
| 「別室にすみやかに移動できる空間を設置すること、またすみやかに移動する行為を阻むことがないこと」を明記し想定すべきである | 「休息できる設備」が人間からの距離を置く別室であることも当然であります。客足が途絶えなかった場合、猫たちは嗅覚を休ませることができない   |  | 1 |
| 「成猫が休息できる設備」を顧客等と接触や人目を避ける可能な設備」書きかえるべきである                   |   |  | 1 |
| 動物愛護管理法において、猫カフェの営業時間を規制する条文がないにもかかわらず規制等で制限することはできないのではないか  |   | 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第8条第4項により、販売業者、貸出業者又は展示業者による犬又は猫の展示時間は午前8時から午後8時までとされています。  | 1 |
| 「成猫」を「成犬及び成猫」とすべきである   | 夜間展示によるストレスについての犬と猫の相違に関する総合的な科学的評価が行われた事は無く、猫の事業者を区別する根拠が無い  | 販売業者、貸出業者又は展示業者による犬の展示時間は、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成18年環境省令第1号)第8条第4項により、午前8時から午後8時までとされています。  | 1 |
| 1. の「展示時間合計が1日12時間を超えない場合」の超えていないかどうかを、どのように確認できるのでしょうか      |   | 第一種動物取扱業者の登録、更新の申請事項及び変更の届出事項に、新たに「特定成猫の展示時間」を追加することとしています。また、動物の愛護及び管理に関する法律第24条に基づき、都道府県知事等は、第一種動物取扱業者に対し、必要な限度において、報告及び検査を実施することができることとなっています。    | 1 |
| 「展示時間の合計が1日12時間を超えない場合は、時刻に関わらず展示を行う事ができることとする」とすべきである       | 同じ連続展示時間である場合の、夜間の展示が昼間の展示よりも犬猫に与えるストレスが大きいかな否かについて総合的な科学的評価が行われたことはない  | 御意見として承ります。  | 1 |
| 猫カフェなどの展示については、今後、飼育状況や展示状況を厳しく経過観察した上で、柔軟に対応してほしい           | 命の展示販売は、全て禁止してほしい。販売のシステム(パピーミルなど)は動物に劣悪な環境を強いるシステムであり、そこで命を落とすことも多い。また、衝動買いによる無責任な飼育放棄、殺処分を無くすためにも、安易に命を売る、買える状況を無くすべき |  | 1 |
| 「展示時間の合計」の上限値についても、展示・ふれあいの用に供される全ての動物を対象となるようにしてください        |   |  | 1 |
| 譲渡型とそうでない店では、もっと時間待遇が違うべきである                                 |   |  | 1 |
| 猫カフェ・犬カフェの運営は厳格化すべき  |   |  | 1 |
| 猫カフェ飼育者へのライセンスも必要である   |   |  | 2 |
| 店内での飲酒を禁止する想定が必要   |   |  | 1 |

| 意見等の概要   | 理由  | 意見に対する考え方   | 件数 |
|--|---|-------------|----|
| ペットショップでの展示販売を禁止してほしい  |   | 御意見として承ります。 | 13 |
| ペットショップの販売規制の強化をしてほしい  |   |             | 2  |
| 動物の生体販売に規制をしていただけませんか  |   |             | 1  |
| 血統維持のみで、環境を整えた一部業者のみ、特別に許可を与え、それ以外は生体販売一切禁止すべき   | 日本は、欧米先進国のみならず、南米ブラジルですら禁止している生体販売を行っております                  |             | 1  |
| 販売業者、貸出業者は販売・貸出しを伴わない、飼育放棄からの保護動物を扱った、触れ合い慰安・譲渡目的のみとすべきでは  | 展示における触れ合いは別として、生体そのものに金銭価値を設けること自体、繁殖環境などの動物福祉問題を助長する懸念がある |             | 2  |
| 生後8週齢以下の子犬・子猫の展示への規制又は禁止すべきである   |   |             | 1  |
| 犬猫等の販売等に関わる者は資格等を必要とし、安易に行為を行えなくして欲しい  |   |             | 2  |
| 繁殖業者を許可制にして、厳しい規制をすべき<br>生体販売は禁止すべきです  | 健全な子犬子猫は、ブリーダーの元で親兄弟と3ヶ月間は一緒に育てるべきであると学術報告もあります             |             | 1  |
| 繁殖者の資格免許制を求めます   |   |             | 1  |
| ブリーダーの全取り締まりをしてほしい   | 元を無くさないと全く解決しません  |             | 1  |
| ブリーダーを廃止してほしい  |   |             | 1  |
| ペットショップでの殺処分を禁止してほしい   |   |             | 1  |
| 殺処分をゼロにしてほしい。  |   |             | 1  |
| まずはガス室を無くして殺処分を辞めて下さい  |   |             | 1  |
| 猫の殺処分ではなく避妊去勢に援助を下さい   |   |             | 1  |
| 動物管理センターで殺処分を決めるのではなく、収容された犬たちに第2の人生をチャレンジさせる仕組みにかえて欲しい<br>動物を遺棄する、動物管理センターに持ち込む様な飼い主を減らす仕組みにして欲しい |   |             | 1  |
| 飼い主への規制(免許制等)をしてほしい  |   |             | 2  |
| 無責任な飼い主には罰金を望みます   |   |             | 1  |

|  |   |                    |   |
|--|---|--------------------|---|
| <p>①狂犬病予防注射の徹底<br/>トリミングサロン、ペットホテルや犬連れOkの場所での予防注射接種したという提示などしないと利用できなくする</p> <p>②畜犬登録の徹底<br/>ペットショップなどの購入先で畜犬登録できるようにして欲しい</p> <p>③犬猫繁殖について<br/>パピーミルなどの現場の調査などをやらしてもらえないでしょうか</p> | <p>①狂犬病予防注射を打っている犬は殆どいません</p> <p>②狂犬病予防注射同様畜犬登録の存在を知らない人、未登録の人が沢山います</p> <p>③生まれた子犬の血統書を作るのに書く一胎児登録が必要でず<br/>乱繁殖を繰り返すパピーミルは畜犬登録もせず狂犬病予防注射もっていない</p> |                    | 1 |
| <p>物から命の扱いにしてください<br/>素人は必ず避妊去勢の徹底を法律で定めてください</p>  |   |                    | 1 |
| <p>ワクチンの接種や年一回の獣医師検査の義務化</p>   |   |                    | 1 |
| <p>法の整備をすべきである</p>   |   |                    | 3 |
| <p>「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則」及び「第一種動物取り扱いが遵守すべき動物の管理の方法等の細目」において、犬猫限定にする必要がないと思われる事項が複数ある</p>   |   |                    | 1 |
| <p>展示動物の高齢化に伴い増大する医療費や終生飼養の確保の方法、飼養頭数の制限等も検討すべきである</p>   |   |                    | 1 |
| <p>ペット税の徴収ならびに、ティアハイムをつくり生体販売を禁止し、アニマルポリスの検討を希望します</p>   | <p>日本はペット後進国です 命を大切にするドイツを見習うべき</p>   | <p>御意見として承ります。</p> | 1 |
| <p>展示・ふれあいの用に供される全ての動物の行動要求が守られるようにすべきである</p>  |   |                    | 1 |
| <p>国が認めた動物保護団体に寄付したらNPO法人に寄付したときにみられる免除措置を広げて欲しい</p>   |   |                    | 1 |
| <p>虐待を知った場合、どこへ通報したら良いかもっと一般人にも知られるように呼びかけて欲しい</p>   |   |                    | 1 |
| <p>子供達の授業の中で「大切な命」について 動物愛護について」教えて欲しい</p>   |   |                    | 1 |
| <p>展示する事業者の「倫理的な側面」を醸成する活動を同時に<br/>行うべきではないか</p>   |   |                    | 1 |
| <p>毛皮の輸入禁止をしてほしい</p>   |   |                    | 1 |
| <p>この経過措置を引き続き続けて頂きたい</p>  |   |                    | 1 |
| <p>改正案に賛成です</p>  |   |                    | 1 |
| <p>高齢猫への配慮、定期健診等を担保した上であれば、異存はない</p>   |   |                    | 1 |